長寿医療(後期高齢者医療) 高額医療費等の払いもどし申請について

- ○4月から、75歳以上(65歳以上で申請により一定の障害があると認められた方を含む。)の医療制 度が、長寿医療(後期高齢者医療)に変わりました。
- ○長寿医療には各種医療費等の払いもどし制度があります。医療機関で支払った1か月の医療費が 高額になり、医療費の払いもどしが生じた場合(高額医療費)については、払いもどしの対象と なる方に該当する通知を送付します。
- ①手続きは初回のみで、2回目以降は払いもどしが生 じても手続きの必要はありません。後日、届出され ている指定の金融機関の口座に振り込まれます。
- ②平成20年3月末日までに老人医療制度で払いもど し手続きを取られている方については、再度の手 続きは不要です。ただし、振込口座をゆうちょ銀 行に指定されていた方については再度申請をして いただく必要があります。
- ③銀行の口座番号や口座の名義人等の変更があった

場合には、届出をお願いします。

●申請時に必要なもの…被保険者証、認印、口座番 号のわかるもの

なお、非課税世帯の方には入院時自己負担額及び 食事代等減額制度もありますが、申請手続きが必要 ですので該当される方は相談してください。

▶ 問い合わせ

高知県後期高齢者広域連合 町民課

■ 821-4525(代表)

a 893 – 1117



相談ができる窓口一覧

	実施機関		相談場所	相談日	相談時間	電話番号	備考	
県内相談窓口	高知県交通事故相談所		高知県交通事故相談所 (高知市丸ノ内1丁目7-52)	毎週月~金曜日 (祝日除く。)	9:00~12:00 13:00~16:00	高知県交通事	交通事故の法律問 題、示談の仕方、訴	
		弁護士相談 (予約制・面接のみ)	同上	毎月第2・3・4・ 5木曜日 (祝日除く。)	13:00~15:00	故相談所	訟・調停の仕方、賠 償額の算定その他の 相談に応じる。	
	(財)日弁連 交通事故相 談センター 高知支部	交通事故相談 (予約制)	高知弁護士会館 (高知市越前町1丁目5-7)	毎週月·水·金曜日 (祝日除く。)	13:00~16:00	高知弁護士会 面 822-4867 高知弁護士会 面 822-4852	専門の弁護士が交通 事故に関する相談や 示談のあっせんを行 う。	
		高次脳機能障害相談 (予約制)		毎月第3水曜日 (祝日除く。)	13:00~16:00			
		交通事故電話相談		毎月10日 (土日祝日の場合翌 平日)	13:00~16:00			
	高知弁護士 会法律相談 センター	室戸法律相談所 (予約制)	室戸市保健福祉センターやすらぎ (室戸市領家87番地)	毎月第1・3木曜日 (祝日除く。)	13:00~16:00	高知弁護士会 画 822-4867	高知弁護士会の行う 無料法律相談の一環 として交通事故相談 を受け付ける。	
		佐川法律相談所 (予約制)	佐川町役場 (高岡郡佐川町甲1650-2)	毎週金曜日 (祝日除く。)	13:00~16:00			
		幡多法律相談所 (予約制)	幡多信用金庫本店 (四万十市中村京町 1 -17)	毎月第2・4木曜日 (祝日除く。)	10:30~12:00 13:00~14:30			
	(社)日本損害保険協会 自動車保険請求相談センター (高知相談センター)		高知市堺町 2 — 26 高知中央第一生命ビル 4 階	毎週月~金曜日(祝日除く。)	9:00~12:00 13:00~17:00	高知相談セン	自賠責保険、任意の 自動車保険の内容、 保険金請求手続き等	
		弁護士相談 (予約制・面接のみ)	同 上	毎月第1金曜日 (祝日除く。)	13:00~16:00	■ 825−0318	の相談に応じる。(電 話相談もできる。)	
県外	(財)交通事 故紛争処理 センター高 松支部	交通事故相談 (予約制)	香川県弁護士会館3階 (高松市丸の内2-22)	毎週月~金曜日(祝日除く。)	9:30~12:00 13:00~17:00	交通事故紛争 処理センター 高松支部 面(087) 822-5005	損害賠償などの問題 について嘱託弁護士 が相談に応じ、また 和解のあっせん等を 行う。	



問い合わせ 高知社会保険事務局 822-02 0

らい。 納付期限は翌月末日 過ぎると納付できません。 となりますのでご注意くだ 日・祝日の場合は翌営業日) 主

※国民年金基金に加入中の方 (付加保険料は、納付期限を 付加年金は定額のため、 価スライドはありません。 とはできません。 付加年金に加入するこ

付加年金は、老齢基礎年 分加年金の加入の申し込み と合わせて受給できる終 年金です。 までお願いします。 は役場の国民年金担当窓口 金

行加 と納 と同額になります 付した付加保険料総額 年金を2年間受給する